第６章　母子及び父子福祉関係

1 児童扶養手当給付事業

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を給付し、児童の福祉の増進を図ります。（所得制限限度額以上の場合は支給停止）

支給月：1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月

＜令和 6 年制度改正＞

・所得限度額の引上げ：全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額が引き上げられ、手当受給対象が拡大しました。

・第 3 子以降の加算額引上げ：第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になりました。

年度	受給資格者数（人）	給付額（千円）	手当月額（円）		加算額(円)	
			全部支給	一部支給	2 人目	3 人目以降
R3	1,453	557,711	43,160	10,180～43,150	5,100～10,180	3,060～6,100
R4	1,438	537,816	43,070	10,160～43,060	5,090～10,160	3,050～6,090
R5	1,409	531,596	44,140	10,410～44,130	5,210～10,410	3,130～6,240
R6	1,410	531,558	45,500	10,740～45,490	5,380～10,740	
R7	1,336	545,325	46,690	11,010～46,680	5,520～11,020	

受給資格者数は、各年度 3 月 31 日現在

＊ 児童とは、18 歳到達年度の末日までの人又は 20 歳未満で一定の障害のある人。

2 ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭の父、母又は養育者及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金（入院 1,200 円／1 日、通院 530 円／1 回）を控除した額を助成します。

年度	受給世帯数（世帯）	受給者数（人）	助成件数（件）	助成額（千円）
R3	1,266	3,060	36,281	82,019
R4	1,157	2,903	36,003	82,487
R5	1,121	2,803	38,091	89,368
R6	1,118	2,811	36,853	86,577
R7	1,042	2,626	35,637	87,346

受給世帯数及び受給者数は、各年度 3 月 31 日

＊ 児童とは、18 歳到達年度の末日までの人又は 20 歳未満で一定の障害のある人

3 自立支援教育訓練給付金給付事業

児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件を満たしている人を対象として、ひとり親家庭の父又は母が就職に結びつく講座や教室を受講する場合、受講費用の一部を給付します。

年度	給付件数(件)	給付額(円)
R3	10	833,015
R4	6	322,882
R5	3	104,355
R6	2	121,944
R7	2	82,761

4 高等職業訓練促進給付金給付事業

児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件を満たしている人を対象として、ひとり親家庭の父又は母が看護師、介護福祉士等の安定した収入が期待できる資格を取得するため、一定期間以上、養成機関で修業する場合、月額 100,000 円(市民税非課税世帯・修業最終年度は月額 140,000 円)、又は月額 70,500 円(同課税世帯・修業最終年度は月額 110,500 円)を給付します。

年度	給付件数(件)	給付額(円)
R3	4	4,268,000
R4	5	4,798,500
R5	5	5,957,500
R6	5	3,067,000
R7	6	7,505,000